

森林を伐採する皆様へ

森林を「皆伐」又は「転用」するとき、
活用した**補助金**や**税金**を返さ
なければなりません！

対象となる森林

- ◎5年以内※に国の補助金を活用して間伐や下刈り
などを実施した森林（※10年以内の場合有り）
- ◎とちぎの元気な森づくり県民税を活用して間伐や
刈り払い、獣害対策を実施した森林



○補助金等の返還条件など詳しくは以下の連絡先にご相談ください。

※ 補助金等を返す場合、手続きに時間が掛かります。

連絡先

栃木県県北環境森林事務所 TEL 0287-23-6363